

福島県の子供たちに対する保養事業の拡充を求める意見書

東日本大震災によって起きた東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響で、福島県の子供たちは、屋外での活動など日常生活における制限を余儀なくされております。

現在、国では、子供たちの心身の健全育成を目的に、福島県内の学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動への支援を行っているところです。

しかし、これらの活動は、実施回数が制限されていたり補助額に上限が設けられているなど、希望する全ての子供たちのニーズに応えられるものとはなっておりません。

また、保養事業として子供たちの受け入れを行っている民間のNPO法人等の中には、運営資金の多くを寄附に頼っている団体等が数多くあるなど、資金不足の問題が課題として挙げられております。

よって、国におかれましては、現在実施されている自然体験活動や交流活動に係る事業をより充実させるとともに、保養事業に取り組む団体等に対して財政支援を行うなど、子供たちの保養事業の一層の拡充を図られますよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月13日

北海道江別市議会

提出先
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣